

特別養護老人ホーム やすらぎの里 利用料金目安

令和 1年10月

◆ 1日あたりの利用料金

費用内訳	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費	567 円	636 円	707 円	776 円	844 円
主な加算料金	150 円	158 円	166 円	173 円	181 円
食費/日	1,392 円				
居住費/日	855 円				
日用品費	130 円				
利用料金合計 (1割負担)	3,094 円	3,171 円	3,249 円	3,326 円	3,401 円

◆ 1月あたりの利用料金 (31日計算)

利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	35,556 円	37,929 円	40,371 円	42,744 円	45,081 円
第2段階	49,816 円	52,189 円	54,631 円	57,004 円	59,341 円
第3段階	57,876 円	60,249 円	62,691 円	65,064 円	67,401 円
第4段階	95,913 円	98,286 円	100,728 円	103,101 円	105,438 円

◆ 2割負担利用料金 (31日計算)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第4段階	118,139 円	122,884 円	127,769 円	132,514 円	137,190 円

※上記利用金は、1日あたり及び1月あたりの目安を示したものです。

※加算料金は、利用者さんの状況及び、施設の体制等により変更となる場合があります。

※所得により、介護保険自己負担が2割となる場合があります。

※上記以外にかかる費用として、日常生活に要する費用で、利用者さんに負担いただくことが適当であるものに係る費用の実費相当額（理美容代・レクリエーション費用・医療費等）などがあります。

利用者負担段階	対象となる人 (適用要件)	
第1段階	市民税世帯非課税	老齢福祉年金受給者
第2段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下
第3段階		合計所得金額と年金収入の合計が80万円超
第4段階	市民税世帯課税世帯	

※世帯分離していても、配偶者が市民税課税の場合は対象外となります。

※預貯金等が単身世帯で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合は対象外となります。

◆社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度について

●下記の要件を満たす方は、住所地の市町へ申請することによって、上記の介護保険適用費用（1割負担額）の合計額から25%、「食費」「居住費」の合計額から25%それぞれ減額されます。

- ①市民税世帯非課税である者
- ②年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- ③預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- ⑥介護保険料を滞納していないこと。

★1か月あたりの料金（31日計算、1割負担）

利用者負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	27,675 円	29,454 円	31,286 円	33,065 円	34,819 円
第2段階	38,370 円	40,149 円	41,981 円	43,760 円	45,514 円
第3段階	44,415 円	46,194 円	48,026 円	49,806 円	51,559 円
第4段階	95,913 円	98,286 円	100,728 円	103,101 円	105,438 円

●加算について

加算の名称	1日あたり（単位）	加算の算定要件等
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位	常勤の看護師1名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）	8 単位	看護職員が配置すべき看護職員の数に1を加えた数以上
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16 単位	夜勤職員の基準+1名の人員を多く配置 夜勤時間帯を通じて、喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置。 また、登録喀痰吸引等事業者登録を行っている
栄養マネジメント加算	14 単位	常勤の管理栄養士1名以上を配置し、入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、継続的な栄養管理を行った場合
日常生活継続支援加算	36 単位	前6月間又は前12月間における新規入所者のうち、要介護4又は要介護5の者の占める割合が70%以上 前6月間又は前12月間における新規入所者のうち、介護を必要とする認知症である者の要介護4又は要介護5の方の占める割合が70%以上 入所者の数が6又はその端数を増す毎に、介護福祉士を1以上配置
処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の8.3%	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合
特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の2.7%	